

土 砂 条 例 F A Q

Q1 許可の対象となる「土砂等の埋立て等」は何ですか。

土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 m²以上であるものをいいます。

Q2 3,000 m²未満の土砂等の埋立て等は、何ら規制はないのですか。

条例の規制対象となる行為は、土砂等によるすべての土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為であるため、たとえ小規模な土砂の埋立て等でも「土砂基準」に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（条例第7条）や災害発生防止措置義務（条例第8条）規定は適用され、措置命令の対象となっています。（措置命令違反には罰則の適用あり。）

Q3 同一事業区域内で切り盛りをする場合（同一区域外からの土砂等の搬入がない場合）は、許可が必要ですか。

新たな土壌の汚染を生じるおそれのない同一事業区域内のみで処理される土砂等の切土、盛土、堆積は、許可対象から除かれます。

Q4 今回、改正された点は何でしょうか。

主な改正点は、次のとおりです。

- ・ 欠格事由の拡大（廃棄物処理法違反者、暴力団関係者等）
- ・ 住民説明会開催の義務付け
- ・ 展開検査の実施、土砂等管理台帳の作成保管・保管等の義務付け
- ・ 不適正な埋立て等後2年間の水質モニタリング等の義務付け
- ・ 罰則の新設（改善命令違反等）、厳格化（措置命令違反者等に対する量刑の引上げ）
- ・ 施工期間1年以下の事業に対する水質検査回数の緩和、軽微変更届の対象拡大
- ・ 災害発生土砂の特定事業場への搬入の特例措置（事後の搬入届出で可）

Q5 今回、規制が緩和された点はありませんか。

次のとおり、規制が緩和されました。

- ・ 施工期間1年以下の場合、事業施工中の水質検査の実施は不要（許可後は、事業完了（廃止）時の1回のみで可）
- ・ 土砂量、面積の減少や10%未満の増加等は、変更許可から届出対象へ

Q6 造成工事と建築物の建設を同時に行いたいのですが、造成（特定事業）の完了確認が終了するまで建築着工はできないのですか。

特定事業区域の一部について、土砂等の埋立て等を計画のとおり完了させ、災害の発生の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を実施した場合には、特定事業全体の施工の完了前に、当該区域について一部完了を届け出て、県の確認を受けることで、当該区域を土砂等の埋立て等以外の目的（建築等）に供することができます。

Q7 住民説明会を開催すべき周辺住民の範囲はどこまででしょうか。

例えば、特定事業が残土処分場の場合の目安としては、①特定事業場の隣接地、②特定事業場の属する自治会・町内会に係る区域、③その他特定事業場の周辺地域又は下流に位置する地域で、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上関係がある区域とし、市町や自治会・町内会等の意見も踏まえる必要があります。

Q8 展開検査は、どのようにすればいいでしょうか。

展開検査の方法は、専用の場所で車両1台ごとに確認する方法によるほか、

- ・ 搬入車両から埋立中の箇所に直接土砂等を降ろす際に特定事業者が目視検査する方法
- ・ 特定事業区域内に採取場所毎に区分して堆積した土砂等を特定事業者が敷き広げる際に目視検査する方法
- ・ 土砂等の排出（搬入車両への積載）時に特定事業者が目視検査する方法

などがあります。

Q9 新たに改善命令が規定されましたが、その改正趣旨は何ですか。

従来から規定のある措置命令は、生活環境保全上の支障及びおそれを要件としており、基準違反等に対しては、行政指導で対応してきましたが、今般、新たに、施工計画や構造基準に適合しない事実のみをもって、違反時の罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を伴う行政処分（改善命令）を課すことを可能にすることで、不適正事案についてより実効性のある対応を行うこととしました。

Q10 県外土砂の搬入については、県内土砂に比べて厳しくなっていると聞きますが、どのような違いがありますか。

届出した土砂と実際に搬入する土砂のすり替え等を防ぐ観点から、次のような点で、県外土砂の搬入の方が厳しい取扱いとなっています。

○ 土砂等の搬入届について

土砂等の色相や性状が確認できる写真等を提出することが求められるほか、県内一時堆積場所（野積場（港湾施設）等）への搬入開始3日前までに届け出なければなりません。

○ 土砂等管理台帳の作成・保管について

土砂等管理台帳に「県外土砂等の採取場所から特定事業区域までの間の搬出、運搬、保管等の状況に関する事項」を記載するとともに、次の書類を添付しなければなりません。

- ・ 県外土砂等の量を証する書類（伝票の写し等）
- ・ 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

○ 事業完了後2年間の水質モニタリングの実施

土砂等や浸透水の検査結果が基準値を超過したか否か等にかかわらず、特定事業完了後2年間の水質モニタリングの実施が義務付けられています。